

# 参 考 資 料

令和 5 年 12 月

市 議 会 定 例 会

# 目 次

	内 容	頁
報告第 11 号	専決処分の報告（訴えの提起）	1
議案第 98 号	寝屋川市職員定数条例の一部改正	6
議案第 99 号	寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	8
議案第 100 号	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	13
議案第 101 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	33
議案第 102 号	寝屋川市ペット霊園の設置等に関する条例の制定	39
議案第 103 号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	46
議案第 104 号	寝屋川市立学校園の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正	62
議案第 111 号	工事請負契約の締結（寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事に伴う旧校舍棟解体等工事）	64
議案第 112 号	工事請負契約の締結（（仮称）駅前庁舎改修工事（建築主体工事））	67
議案第 113 号	財産の取得（庁内ネットワークパソコン）	78
議案第 114 号	財産の取得（寝屋川市学校給食センターの学校給食調理用備品）	81
議案第 115 号	指定管理者の指定（寝屋川市公園墓地）	84

内 容		頁
議案第 116 号	指定管理者の指定（寝屋川市立療育・自立センター（療育施設））	85
議案第 117 号	指定管理者の指定（都市公園）	86
議案第 118 号	指定管理者の指定（寝屋川市立エスポール）	87



(報告第 11 号関係)

## 起 提 の 訴 え

(令和 5 年 11 月 1 日専決)

1 事 件 名 介護給付費返還義務不存在等確認請求事件

2 被控訴人となるべき者

大阪府寝屋川市松屋町19番6号

香里プラザⅢ301号室

株式会社 結

上記代表者 代表取締役 結 城 直 美

3 請 求 の 趣 旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

4 訴 訟 遂 行 の 方 針

- (1) 寝屋川市の顧問弁護士である高橋 英弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 本件において必要がある場合は、上訴することができる。

[ 事件の概要・第一審判決の概要 ]

別 紙 ( 2 ページ～ 5 ページ )

## 別 紙

### 〔事件の概要〕

- (1) 介護保険法によれば、「指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準」に関し、利用する要介護者のサービスの適切な利用等に密接に関連する所定の事項については、厚生労働省令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるものとされているところ、現行の『寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例』（平成30年寝屋川市条例第55号）〔以下「本件現行条例」という。〕では、「指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準」は、『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準』（平成11年厚生省令第38号）〔以下「居宅介護支援基準」という。〕に定めるところによることとしている。（なお、本件現行条例の制定（施行期日＝平成31年4月1日）に伴い廃止された『寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例』（平成29年寝屋川市条例第35号）〔以下「本件旧条例」という。〕では、居宅介護支援基準と同じ内容を規定していた。）
- (2) 当市では、本件現行条例においてその定めるところによることとしている居宅介護支援基準の規定及び本件旧条例の規定〔以下「居宅介護支援基準の規定等」という。〕並びに「指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準」についての厚生労働省老人保健福祉局企画課長の通知（『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について』（平成11年7月29日付け老企発第22号。厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知））〔以下「厚生労働省課長通知」という。〕を踏まえ、指定居宅介護支援事業者には、“利用者との指定居宅介護支援の提供契約に当たり、「利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」及び「居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること」について、書面により説明を行う”義務があるとして、介護保険の事務を運用している。
- (3) 市長は、原告が(2)の説明に係る義務に違反したとして、そのことによる居

宅介護サービス計画費の減算等を理由に、原告に対し、① 令和4年1月17日付けで、被保険者116人に係る居宅介護サービス計画費2,926万7,249円を不当利得として返還するよう求める旨を通知するとともに、② 同年12月14日付けで、被保険者1人に係る居宅介護サービス計画費46万6,199円を不当利得として返還するよう求める旨を通知した。

- (4) 本件は、原告が、利用者との指定居宅介護支援の提供契約に当たり、居宅介護支援基準の規定等で必要とされる説明は行っており、居宅介護支援基準の規定等に係る違反はないなどと主張して、上記①及び②の通知に記載された不当利得返還債務が存在しないことの確認を求める事案である。

【備考】

- ア 居宅介護支援基準は、平成30年1月に改正が行われた。  
(改正省令の施行期日=平成30年4月1日)

改正後	改正前
<p>(内容及び手続の説明及び同意) 第4条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、<u>利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u></p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意) 第4条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>2～7 (略)</p>

※ 本件旧条例も改正が行われており、平成30年4月1日前にあっては「改正前」の規定と、同日以後（廃止されるまで）にあっては「改正後」の規定と同じ内容である。

イ アの居宅介護支援基準の改正を受けて、厚生労働省課長通知の改正が行われ、「居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない」ことが定められた。

## 〔第一審判決の概要〕

### (1) 提訴・判決言渡し

ア 第一審裁判所 大阪地方裁判所

イ 提訴年月日 令和3年7月9日提訴

ウ 判決年月日 令和5年10月19日判決言渡し

### (2) 判決主旨

原告と被告(寝屋川市)との間において、原告の被告に対する、寝屋川市長発出に係る上記①及び②の通知記載の不当利得返還債務が存在しないことを確認する。

## 〈理由の要旨〉

### 【注】

「本件説明事項①」＝「利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」

「本件説明事項②」＝「居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること」

「施行後契約者」＝「居宅介護支援基準の改正省令」及び「本件旧条例の改正条例」の施行期日(平成30年4月1)以降に、原告と指定居宅介護支援の提供契約を締結した利用者

「施行前契約者」＝同日前に原告と当該契約を締結した利用者

- (1) 原告は、居宅介護支援基準の規定等に基づき、施行後契約者に対して本件説明事項①を説明する義務を負うが、その説明においては、必ずしも書面による必要はなく、口頭による説明も許される。(厚生労働省課長通知は、飽くまでも所管庁の課長が発出した通達であって、法令ではなく、国民や裁判所を法的に拘束するものではない。)

また、原告が、施行後契約者につき、本件説明事項①に係る説明を怠ったとは認められず、この点につき居宅介護支援基準の規定等違反をしたとは認められない。

- (2) 原告は、施行後契約者に対し、本件説明事項②について説明する義務を負わない。(厚生労働省課長通知は、飽くまでも通達であって、法令ではないから、国民や裁判所を法的に拘束するものではない。)

そのことから、原告に施行後契約者につき本件説明事項②の説明に係る居宅介護支援基準の規定等違反があったとは認められない。

- (3) 原告は、施行前契約者について、本件説明事項①及び②について説明する義務を負わないというべきであり、施行前契約者につき原告に居宅介護支援基準の規定等違反があるとは認められない。(「居宅介護支援基準の改正省令」及び「本件旧条例の改正条例」の施行期日前の時点においては、指定居宅介護支援の提供契約の締結時に説明すべき事項として、本件説明事項①及び②を定めていないことは明らかである。)

(議案第 98 号関係)

## 寢屋川市職員定数条例の一部改正

### 1 改正理由

「育児休業をしている職員」の定数上の取扱いを定めるため、一部改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 定義（第1条関係）

定数に係る職員について、「育児休業をしている職員」を除くこととする。

#### (2) 定数の特例（第3条関係）

育児休業から職務に復帰した職員については、その復帰した日の属する年度に限り、定数に含まないものとする。

#### (3) 附則

施行期日 令和6年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市職員定数条例

No. 1

改正案	現行
<p>(定義)            第1条 この条例において「職員」とは、次条各号に掲げる各機関の事務部局等に常時勤務する職員で一般職に属するもの(休職にされている職員、育児休業をしている職員、寝屋川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年寝屋川市条例第29号)に規定する派遣職員及び臨時的任用職員(緊急のときにおいて臨時的に任用される職員を除く。)を除く。)をいう。            (定数の特例)            第3条 (略)            2 <u>育児休業をした職員が職務に復帰した場合における前条の規定の適用については、その復帰の日の属する年度に限り、当該職員は、同条各号の職員に含まないものとする。</u></p> <p>附 則            この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(定義)            第1条 この条例において「職員」とは、次条各号に掲げる各機関の事務部局等に常時勤務する職員で一般職に属するもの(休職者、寝屋川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年寝屋川市条例第29号)に規定する派遣職員及び臨時的任用職員(緊急のときにおいて臨時的に任用される職員を除く。)を除く。)をいう。            (定数の特例)            第3条 (略)            (新設)</p>

## 寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例 及び 寝屋川市水道事業 及び下水道事業企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部改正

### 1 改正理由

会計年度任用職員に対し、令和6年度から、勤勉手当を支給することとするため、一部改正を行う。

### 2 主な改正内容

#### (1) 寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

[第1条]

##### ア 給与(第2条関係)

フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与に、勤勉手当を加える。

##### イ 期末手当及び勤勉手当(第8条関係)

会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。\*)に、常勤職員の例により支給する。 \* 規則において、任期の短い会計年度任用職員等を除くこととする。

※ ①「期末手当の額」の算定に係る期末手当基礎額及び期(6月期・12月期)別支給割合並びに②「勤勉手当の額」の算定に係る勤勉手当基礎額及び期間率等は、フルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、規則で定める。

##### ウ 公務災害補償との関係(第12条関係)

「公務上の災害又は通勤による災害により『地方公務員災害補償法』等の適用を受けて療養のため勤務に服さない期間」について支給する給与に、勤勉手当を加える。

#### (2) 寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 [第2条]

##### ア 給与の種類(第2条関係)

企業職員である会計年度任用職員の手当の種類に、勤勉手当を加える。

(3) 附則

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 『寝屋川市職員の育児休業等に関する条例』の一部改正

育児休業をしている職員（基準日（6月1日又は12月1日）前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員）に支給する給与に、勤勉手当を加える。（第7条関係）

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寝屋川市  
水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類の種類及び基準に関する条例の一  
部改正

No.1

1 寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>勤勉手当</u>及び特殊勤務手当</p> <p>(2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）給料に相当する報酬（以下「基本報酬」という。）並びに時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当（以下「時間外勤務手当等」という。）に相当する報酬並びに期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p><u>(期末手当及び勤勉手当以外の手当等)</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(期末手当及び勤勉手当)</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>及び特殊勤務手当</p> <p>(2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）給料に相当する報酬（以下「基本報酬」という。）並びに時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当（以下「時間外勤務手当等」という。）に相当する報酬並びに期末手当をいう。</p> <p><u>(期末手当以外の手当等)</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(期末手当)</u></p>

## 改正案

## 現行

第8条 会計年度任用職員の期末手当は、6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に、常勤職員の例により支給する。

ただし、期末手当の額は、フルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ、規則で定める期末手当基礎額に規則で定める割合を乗じて得た額を基礎として算定した額とする。

2 会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に、常勤職員の例により支給する。ただし、勤勉手当の額は、フルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ、規則で定める勤勉手当基礎額に規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（公務災害補償との関係）

第12条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けて療養のため勤務に服さない期間については、期末手当及び勤勉手当を除くほか、給与を支給しない。

第8条 会計年度任用職員の期末手当は、6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に、常勤職員の例により支給する。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の130を超えない範囲内において規則で定める割合」とする。

（新設）

（公務災害補償との関係）

第12条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けて療養のため勤務に服さない期間については、期末手当を除外するほか、給与を支給しない。

## 2 寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条関係）

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当（同項第1号に掲げる職員については、地域手当及び退職手当を除く。）とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、退職手当（同項第1号に掲げる職員については、地域手当及び退職手当を除く。）とする。</p>

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 寝屋川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「第23条第1項」の次に「又は寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第8条第2項」を加える。

## 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例 及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用 等に関する条例の一部改正

### 1 改正理由

一般職の職員について、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額等の改定を行うなどのため、一部改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第1条〕

##### ア 給料月額（別表第1、別表第2関係）

給料表の給料月額を引き上げる。（引上げ率＝平均0.88%（3,155円））

##### イ 初任給調整手当（第12条の2関係）

医療職給料表の適用を受ける職員に対する初任給調整手当の支給月額の限度を引き上げる。（251,200円→251,700円）

##### ウ 期末手当（第22条関係）

12月期の支給割合を100分の125とする。（【参考】参照）

（定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員にあっては、100分の70とする。（【参考】参照））

##### エ 勤勉手当（第23条関係）

12月期の支給割合を100分の105とする。（【参考】参照）

（定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員にあっては、100分の50とする。（【参考】参照））

#### (2) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第2条〕

##### ア 期末手当（第22条関係）

6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の122.5とする。

（【参考】参照）

（定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員にあっては、100分の68.75とする。（【参考】参照））

##### イ 勤勉手当（第23条関係）

6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の102.5とする。

（【参考】参照）

(定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員にあつては、100分の48.75とする。〔参考〕参照)

(3) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第3条〕

ア 給料月額(第7条、第11条関係)

特定任期付職員及び任期付職員に適用する給料表の給料月額を引き上げる。

イ 期末手当(第8条関係)

特定任期付職員に支給する期末手当について、12月期の支給割合を100分の175とする。〔参考〕参照)

(4) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第4条〕

ア 期末手当(第8条関係)

特定任期付職員に支給する期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の170とする。〔参考〕参照)

(5) 附則

ア 施行期日

公布の日((2)及び(4)は、令和6年4月1日)

イ 適用及び給与の内払

(1)及び(3)については、令和5年4月1日から適用し、それぞれ、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなす。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

期末手当・勤勉手当の支給割合

(1) 一般職の職員 (2)及び(3)を除く。)

	現 行			令和5年度			令和6年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.20	1.00	2.20	1.20	1.00	2.20	<u>1.225</u>	<u>1.025</u>	<u>2.25</u>
12月期	1.20	1.00	2.20	<u>1.25</u>	<u>1.05</u>	<u>2.30</u>	<u>1.225</u>	<u>1.025</u>	<u>2.25</u>
計	2.40	2.00	4.40	<u>2.45</u>	<u>2.05</u>	<u>4.50</u>	2.45	2.05	4.50

(2) 定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員

	現 行			令和5年度			令和6年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	0.675	0.475	1.15	0.675	0.475	1.15	<u>0.6875</u>	<u>0.4875</u>	<u>1.175</u>
12月期	0.675	0.475	1.15	<u>0.70</u>	<u>0.50</u>	<u>1.20</u>	<u>0.6875</u>	<u>0.4875</u>	<u>1.175</u>
計	1.35	0.95	2.30	<u>1.375</u>	<u>0.975</u>	<u>2.35</u>	1.375	0.975	2.35

(3) 特定任期付職員

	現 行			令和5年度			令和6年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.65	-	1.65	1.65	-	1.65	<u>1.70</u>	-	<u>1.70</u>
12月期	1.65	-	1.65	<u>1.75</u>	-	<u>1.75</u>	<u>1.70</u>	-	<u>1.70</u>
計	3.30	-	3.30	<u>3.40</u>	-	<u>3.40</u>	3.40	-	3.40

# 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

No.1

## 1 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第12条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額251,700円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合 <u>には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」 と、「100分の125」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第12条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額251,200円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」 と する。</p> <p>4～7 (略)</p>

改正案	現行
<p>(勤勉手当) 第23条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額を合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>別表第1 (第3条、第3条の2関係) 行政職給料表 【別紙1 改正案】(22ページ～24ページ) 別表第2 (第3条、第3条の2関係) 医療職給料表 【別紙2 改正案】(28ページ～29ページ)</p>	<p>(勤勉手当) 第23条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額を合計額を加算した額に<u>100分の100</u></p> <p>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u></p> <p>額の総額 別表第1 (第3条、第3条の2関係) 行政職給料表 【別紙1 現行】(25ページ～27ページ) 別表第2 (第3条、第3条の2関係) 医療職給料表 【別紙2 現行】(30ページ～31ページ)</p>

2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係）※「現行」は、第1条による改正後のものとする。

改 正 案	現 行
<p>(勤末手当) 第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～7 (略) (勤勉手当) 第23条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額を合計額を加算</p>	<p>(勤末手当) 第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の120</u>、12月に支給する場合には<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～7 (略) (勤勉手当) 第23条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額を合計額を加算</p>

改正案	現行
<p>した額に100分の102.5 _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75 _____ を乗じて得た額の総額</p>	<p>した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額</p>

3 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (第3条関係)

改正案	現行																																																																						
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員(次の各号に掲げる職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)には、次の給料表を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">号</th> <th style="width: 5%;">給</th> <th style="width: 10%;">給料</th> <th style="width: 10%;">月額</th> <th style="width: 10%;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>380,000</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>427,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>477,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>539,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>615,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>718,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	号	給	給料	月額	額	1		380,000		円	2		427,000			3		477,000			4		539,000			5		615,000			6		718,000			<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員(次の各号に掲げる職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)には、次の給料表を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">号</th> <th style="width: 5%;">給</th> <th style="width: 10%;">給料</th> <th style="width: 10%;">月額</th> <th style="width: 10%;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>376,000</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>422,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>472,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>533,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>608,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>710,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	号	給	給料	月額	額	1		376,000		円	2		422,000			3		472,000			4		533,000			5		608,000			6		710,000		
号	給	給料	月額	額																																																																			
1		380,000		円																																																																			
2		427,000																																																																					
3		477,000																																																																					
4		539,000																																																																					
5		615,000																																																																					
6		718,000																																																																					
号	給	給料	月額	額																																																																			
1		376,000		円																																																																			
2		422,000																																																																					
3		472,000																																																																					
4		533,000																																																																					
5		608,000																																																																					
6		710,000																																																																					
2～4 (略)	2～4 (略)																																																																						

改正案	現行
<p>(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) 第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>別表（第11条関係） 【別紙3 改正案】（32ページ）</p>	<p>(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) 第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>別表（第11条関係） 【別紙3 現行】（32ページ）</p>

改正案	現行
<p>4 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 改正案</p> <p>(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) 第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。</p>	<p>(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) 第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p>

改正案	現行
と _____する。	と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。  
(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(第1条関係)

【別紙1 改正案】

別表第1 (第3条、第3条の2関係)  
行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	

47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				

104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	188,700	216,200	216,200	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

【別紙1 現行】

別表第1（第3条、第3条の2関係）  
行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	

47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				

104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	187,700	215,200	215,200	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

【別紙2 改正案】

別表第2（第3条、第3条の2関係）  
医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	264,700	346,600	406,900	474,700
2	267,200	349,600	409,600	477,000
3	269,600	352,400	412,100	479,200
4	272,000	355,300	414,700	481,500
5	274,100	357,800	417,100	483,700
6	277,600	360,800	419,100	485,800
7	281,100	363,800	420,900	488,000
8	284,500	366,600	422,800	490,000
9	288,100	368,700	424,600	491,900
10	291,600	371,200	427,300	494,000
11	295,200	373,900	429,800	496,100
12	298,700	376,400	432,200	498,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300
14	306,100	382,500	436,900	502,200
15	310,000	385,500	438,900	504,300
16	313,600	388,800	441,000	506,400
17	317,200	391,800	443,000	508,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300
19	324,200	396,800	447,400	512,300
20	327,700	399,300	449,500	514,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100

49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

【別紙2 現行】

別表第2（第3条、第3条の2関係）  
医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	253,600	338,400	400,400	471,700
2	256,100	341,400	403,300	474,000
3	258,600	344,200	405,900	476,200
4	261,100	347,100	408,600	478,500
5	263,300	349,800	411,000	480,700
6	267,100	352,800	413,300	482,900
7	270,900	355,900	415,400	485,100
8	274,700	358,700	417,300	487,300
9	278,300	361,100	419,500	489,300
10	282,300	363,700	422,200	491,400
11	286,300	366,400	424,800	493,500
12	290,300	369,200	427,500	495,600
13	294,000	372,100	429,900	497,700
14	298,000	375,600	432,400	499,800
15	301,900	378,600	434,800	501,900
16	305,700	382,200	437,300	504,000
17	309,300	385,600	439,300	506,100
18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500

49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(第3条関係)

【別紙3 改正案】

別表(第11条関係)

号給	給料月額
	円
1	155,300
2	157,500
3	159,500
4	161,800
5	164,000
6	166,700
7	170,900
8	173,600
9	176,100
10	179,100
11	181,800
12	184,600
13	192,400
14	196,400
15	200,400
16	202,500
17	202,800
18	205,700
19	205,900
20	207,100
21	208,700
22	208,800
23	208,000
24	210,100
25	211,200
26	211,500
27	211,400
28	213,800
29	214,600
30	214,400
31	216,800
32	217,200
33	217,900
34	221,100
35	223,400
36	224,100
37	226,900
38	230,300
39	233,700
40	236,700
41	239,500
42	251,100
43	252,900
44	254,400
45	256,200
46	257,600

47	259,400
48	263,700
49	265,100
50	266,500
51	268,000
52	269,800
53	272,000

【別紙3 現行】

別表(第11条関係)

号給	給料月額
	円
1	143,800
2	145,800
3	147,700
4	149,800
5	151,900
6	154,500
7	158,900
8	161,600
9	164,100
10	167,100
11	169,800
12	172,600
13	179,700
14	183,700
15	188,400
16	191,200
17	191,500
18	194,500
19	194,700
20	196,100
21	197,700
22	197,800
23	198,500
24	199,400
25	200,900
26	201,200
27	202,100
28	204,000
29	204,700
30	205,400
31	207,300
32	207,600
33	209,000
34	212,400
35	212,900
36	216,000
37	216,400
38	219,800
39	223,400
40	226,800
41	229,700
42	242,700
43	245,400
44	247,500
45	249,500
46	251,200

47	253,100
48	257,700
49	259,300
50	260,900
51	262,700
52	264,800
53	267,300

## 寝屋川市手数料条例の一部改正

### 1 改正理由

『戸籍法』の改正により、戸籍(除籍)証明書〔磁気ディスクをもって調製された戸籍(除籍=除かれた戸籍)に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面〕の広域交付〔本籍地以外の市町村での交付〕ができることとされたこと等に伴い、戸籍(除籍)証明書の広域交付などに係る手数料を定めるため、一部改正を行う。

#### 【備考】

『戸籍法』の改正(『戸籍法の一部を改正する法律』(令和元年法律第17号))の概要  
[関係部分]

- 戸籍(除籍)証明書の広域交付  
「戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属」の戸籍(除籍)証明書の交付は、本籍地以外の市町村長に対してもすることができるものとされた。
- 戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行
  - ①「戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属」の戸籍(除籍)証明書の交付の請求は、戸籍(除籍)電子証明書〔電子的な戸籍(除籍)記録事項の証明情報〕についてもすることができる、②この請求があったときは、市町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号を発行する、③市町村長は、行政機関等から戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号を示して戸籍(除籍)電子証明書の提供を求められたときは、これに対する戸籍(除籍)電子証明書を提供する、ものとされた。
- 届出等情報の、内容の証明書の交付・内容を表示したものの閲覧  
届出等情報〔届出等の書類を画像情報として作成したもの〕に関して、その内容についての証明書の交付・その内容を表示したものの閲覧を請求することができるものとされた。

### 2 主な改正内容

#### (1) 戸籍法に基づく事務に係る手数料の徴収(第2条関係)

ア 「戸籍(除籍)証明書の交付」に、戸籍(除籍)の広域交付に関する条項を加える。(第1号、改正後の第4号関係)

戸籍(除籍)の謄本・抄本の交付又は戸籍(除籍)証明書の交付(含:広域交付)  
1通につき、戸籍=450円、除籍=750円

- イ 「戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行」に係る手数料を定める。  
(改正後の第3号、改正後の第6号関係)

戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行\*

1件につき、戸籍=400円、除籍=700円

※ 「戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行が、電子情報処理組織によって自動的に特定したものについて、マイナポータル〔情報提供等記録開示システム〕を通じて行われる場合」などを除く。

- ウ 「届出等情報の内容の証明書の交付」・「届出等情報の内容を表示したものの閲覧」に係る手数料を定める。(改正後の第7号、改正後の第8号)

届出等情報内容証明書の交付・届出等情報の内容を表示したものの閲覧  
証明書1通・閲覧1件につき、350円

(2) 附則

ア 施行期日

令和6年3月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、施行期日以後に当該申請が行われた場合における手数料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市手数料条例

No.1

改正案	現行
<p>(戸籍法に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第2条 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請をする者(以下「申請者」という。)から徴収する。</p> <p>(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書</p> <p>_____の交付 1通につき450円(キオスク端末(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して寝屋川市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。)による交付の場合又は当該申請が電子情報処理組織(寝屋川市の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行われたときにおける交付の場合にあっては、1通につき350円)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の</p>	<p>(戸籍法に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第2条 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請をする者(以下「申請者」という。)から徴収する。</p> <p>(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本_____又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスク</u>をもつて調製された<u>戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u> 1通につき450円(キオスク端末(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して寝屋川市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。)による交付の場合又は当該申請が電子情報処理組織(寝屋川市の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行われたときにおける交付の場合にあっては、1通につき350円)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）で定めるもの）に限る。以下この号及び第6号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円</p>	<p>(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づき除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づき除籍証明書</p>
<p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づき除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づき除籍証明書</p>	<p>(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づき除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づき除籍証明書</p>
<p>の交付 1 通につき750円 (5) (略) (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づき除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の</p>	<p>部を証明した書面の交付 1 通につき750円 (4) (略) (新設)</p>

## 改正案

## 現行

推進等に関する法律第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

(7) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付 1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により市長が定める様式による上質紙を用いる場合）あつては、1通につき1,400円

(8) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基

(5) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付

1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により市長が定める様式による上質紙を用いる場合）あつては、1通につき1,400円

(6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務

改正案	現行
<p>づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市手数料条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に当該申請が行われた場合における手数料について適用する。</p>	<p>書類 1件につき 350円</p>

## 寝屋川市ペット霊園の設置等に関する条例の制定

### 1 制定理由

ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬について、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、必要な規制を行うため、制定する。

### 2 主な制定内容

#### [ 総則 ]

#### (1) 目的 (第1条関係)

ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるために必要な事項を定めることにより、利用者の保護を図るとともに、良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

#### (2) 定義 (第2条関係)

本条例における用語の意義を定める。

- 「ペット霊園」とは、墓地〔墳墓(ペットの焼骨を埋蔵する施設)を設けるための区域〕、納骨堂〔ペットの焼骨を収蔵するための施設〕若しくは火葬施設〔火葬設備(ペットの火葬を行うための設備)を有する施設〕又はこれらを併せ有する施設をいう。
- 「移動火葬」とは、移動火葬車〔火葬設備を有する自動車〕によるペットの火葬をいう。
- 「利用者」とは、ペット霊園の設置及び管理に関する事業又は移動火葬に関する事業に係る役務の提供を受ける者をいう。

#### (3) ペット霊園設置者等の責務 (第3条関係)

ペット霊園設置者〔(4)アの許可を受けてペット霊園を設置する者〕若しくはペット霊園管理者〔当該ペット霊園を管理する者〕又は移動火葬業者〔(18)アの許可を受けて移動火葬を行う者〕は、当該事業を行うに際しては、利用者の心情に十分配慮するとともに、良好な生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

#### [ ペット霊園の設置等 ]

#### (4) ペット霊園の設置の許可等 (第5条関係)

ア 市内〔寝屋川市の区域内〕においてペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

イ ペット霊園設置許可〔アの許可〕を受けた者は、当該許可を受けた事項の変更（(14)の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

ウ ペット霊園設置許可等〔ペット霊園設置許可又はペット霊園変更許可〔イの許可〕〕をするに当たっては、条件を付することができる。

(5) 事前協議（第6条関係）

申請予定者〔ペット霊園設置許可等の申請をしようとする者〕は、申請予定日の3月前までに、事前協議書を提出し、市長と協議しなければならない。

(6) 標識の設置（第7条関係）

ア 事前協議書の提出をした申請予定者は、申請予定日の2月前までに、ペット霊園（ペット霊園予定地〔ペット霊園に係る土地となるべき土地〕を含む。）の区域内の見やすい場所に、ペット霊園の概要を示す標識を設置しなければならない。

イ 申請予定者は、標識を設置したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(7) ペット霊園設置許可等に係る計画（第8条関係）

ア (6)イによる届出をした申請予定者は、申請予定日の1月前までに、ペット霊園設置許可等に係る計画について、当該計画に係るペット霊園予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者及び所有者に対し説明会を開催するとともに、当該ペット霊園予定地に隣接する土地の所有者及び使用者と協議し、その同意を得なければならない。

イ 申請予定者は、アによる手続を行ったときは、速やかに、当該説明会及び協議の内容を市長に報告するとともに、当該同意を得たことを証する書面を市長に提出しなければならない。

(8) ペット霊園設置許可等の申請（第9条関係）

ペット霊園設置許可等を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(9) ペット霊園設置許可等の基準（第10条関係）

市長は、ペット霊園設置許可等の申請が(10)の設置場所の基準及び(11)の構造

設備の基準に適合していると認めるときでなければ、ペット霊園設置許可等をしてはならない。

(10) ペット霊園の設置場所の基準（第11条関係）

ペット霊園の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、①及び②の基準にあっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- ① 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を禁止区域とし、禁止地域以外の地域であること。
- ② 墓地及び火葬施設が住宅の敷地から100メートル以上離れていること。
- ③ ペット霊園設置者が当該土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないこと。

(11) ペット霊園の構造設備の基準（第12条関係）

ペット霊園の構造設備の基準として、「垣根・障壁、排水設備及び便所・給水設備・ごみ集積設備の設置」について定めるとともに、「火葬設備の適合すべき基準」を定めることとする。

(12) 工事の完了の検査等（第13条関係）

ア ペット霊園設置者は、ペット霊園設置許可等に係る工事が完了したときは、速やかに、市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

イ 市長は、アの検査をした場合において、当該工事が(10)の設置場所の基準及び(11)の構造設備の基準に適合していると認めたときは、検査済証を交付するものとする。

(13) 維持管理（第14条関係）

ペット霊園設置者は、(11)の構造設備の基準に従い、ペット霊園の構造設備を維持管理しなければならない。

(14) 軽微な変更の届出（第15条関係）

ペット霊園設置者は、ペット霊園について規則で定める軽微な変更をしたときは、30日以内に、市長に届け出なければならない。

(15) 遵守事項（第16条関係）

ペット霊園における役務の提供に当たって、ペット霊園管理者が遵守しなければならない事項（「ペットの死体及び焼骨を丁寧に取扱うとともに、衛生的に

管理すること」など)を定めることとする。

(16) 地位の承継 (第17条関係)

ア ペット霊園設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該ペット霊園設置者の地位を承継する。

イ ペット霊園設置者の地位を承継した者は、30日以内に、市長に届け出なければならない。

(17) ペット霊園の廃止の届出等 (第18条関係)

ペット霊園の廃止をしようとする者は、利用者に説明するとともに、30日前までに、市長に届け出なければならない。

[ 移動火葬 ]

(18) 移動火葬許可等 (第19条関係)

ア 市内において移動火葬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

イ (4)ウは、移動火葬許可〔アの許可〕をする場合について準用する。

ウ 移動火葬業者は、禁止地域においては、移動火葬を行ってはならない。  
ただし、利用者の依頼に応じて、その所有し管理し又は占有する土地(現に道路の敷地である土地を除く。)において移動火葬を行う場合は、この限りでない。

(19) 移動火葬許可の申請 (第20条関係)

移動火葬許可申請者〔移動火葬を受けようとする者〕は、市長に申請しなければならない。

(20) 移動火葬許可の基準 (第21条関係)

市長は、移動火葬許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、移動火葬許可をしてはならない。

① 移動火葬車の火葬設備が(11)の「火葬設備の適合すべき基準」に適合していること。

② 移動火葬を行うための場所として、移動火葬許可申請者が所有する土地又は正当な権原を有する場所(現に道路の敷地である土地を除き、禁止地域以外の地域に在る場所に限る。)を確保していること。

(21) 移動火葬許可を受けた事項の変更等 (第22条関係)

ア 移動火葬業者は、移動火葬許可を受けた事項の変更(エの軽微な変更を

除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

イ (4)ウ及び(20)①は、移動火葬変更許可〔アの許可〕をする場合について準用する。

ウ 移動火葬変更許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

エ 移動火葬業者は、移動火葬について規則で定める軽微な変更をしたときは、30日以内に、市長に届け出なければならない。

(22) 遵守事項（第23条関係）

市内において移動火葬を行うに当たって、移動火葬業者が遵守しなければならない事項（「移動火葬車に、移動火葬業者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称）、連絡先及び移動火葬許可を受けている旨を容易に確認できるよう、表示すること」、「周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないための対策を講ずること」など）を定めることとする。

(23) 地位の承継（第24条関係）

(16)は、移動火葬業者の地位の承継について準用する。

(24) 移動火葬の廃止の届出（第25条関係）

移動火葬の廃止〔市内において移動火葬を業として行わないこととすること〕をしようとする者は、30日前までに、市長に届け出なければならない。

[ 雑 則 ]

(25) 報告及び立入調査（第26条関係）

市長は、本条例の施行に必要な限度において、ペット霊園設置者若しくはペット霊園管理者又は移動火葬業者に対し、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事務所に立ち入り、必要な事項を調査させ若しくは関係者に質問させることができる。

(26) 勧告及び命令（第27条関係）

ア 市長は、ペット霊園設置者（申請予定者を含む。）若しくはペット霊園管理者又は移動火葬業者（移動火葬許可申請者を含む。）が本条例の規定又はペット霊園設置許可等若しくは移動火葬許可等〔移動火葬許可及び移動火葬変更許可〕に付した条件に違反していると認めるときは、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

イ 市長は、勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をと

らなかった場合において、特に必要があると認めるときは、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

(27) 許可の取消し（第28条関係）

市長は、① ペット霊園設置者又は移動火葬業者が偽りその他不正の手段によりペット霊園設置許可等若しくは移動火葬許可等を受けたと認めるとき又は② ペット霊園設置者（申請予定者を含む。）若しくはペット霊園管理者又は移動火葬業者（移動火葬許可申請者を含む。）が(26)イによる命令に違反したと認めるときは、ペット霊園設置許可等又は移動火葬許可等を取り消すことができる。

(28) 禁止命令等（第29条関係）

市長は、① ペット霊園設置許可等を受けずに、ペット霊園を設置し若しくは変更した者又は② 移動火葬許可等を受けずに、移動火葬を行った者等に対し、当該ペット霊園の使用、移動火葬の禁止などを命ずることができる。

(29) 公表（第30条関係）

市長は、(26)イ又は(28)による命令に従わない者があるときは、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができる。

(30) 適用除外等（第31条関係）

『墓地、埋葬等に関する法律』の規定により設けられた「人用の、墓地（人の焼骨を埋蔵等する墳墓に係る墓地）の区域又は納骨堂（人の焼骨を収蔵する納骨堂）若しくは火葬場（人の死体の火葬を行う火葬場）の施設」に、当該墓地又はこれらの施設と併せて、「ペット用の、墓地（ペットの焼骨を埋蔵する墳墓に係る墓地）又は納骨堂（ペットの焼骨を収蔵する納骨堂）若しくは火葬施設（ペットの死体の火葬を行う火葬施設）」を設置するときは、本条例の規定は、適用しない。

(31) 委任（第32条関係）

本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(32) 附則

ア 施行期日

令和6年4月1日（イ(ア)及びウ)は、公布の日）

イ 経過措置

(ア) 本条例の公布の日において現にペット霊園を設置している者及びペ

ット霊園の設置工事を開始している者は、令和6年3月31日までに、市長に届け出なければならない。

(イ) (ア)の届出に係るペット霊園については、施行期日に、ペット霊園設置許可を受けたものとみなす。

(ウ) 本条例の公布の日において現に市内において移動火葬を業として行っている者は、令和6年3月31日までに、市長に届け出なければならない。

(エ) (ウ)による届出をした者は、施行期日から令和6年6月30日までの間に限り、(18)ア及び(22)にかかわらず、引き続き、市内において移動火葬を業として行うことができる。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

## 寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

### 1 改正理由

『全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令』(令和5年政令第243号)による『国民健康保険法施行令』の改正(「出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除措置」に関する規定の新設)を踏まえ、保険料〔「一般被保険者又は退職被保険者等に係る基礎賦課額」、「一般被保険者又は退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額」及び「介護納付金賦課額」〕の算定に当たって、出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除措置を設けることとする等のため、一部改正を行う。

### 2 主な改正内容

#### (1) 出産被保険者の保険料の減額(第24条関係)

ア 世帯に出産被保険者〔出産する予定の被保険者又は出産した被保険者〕がある場合においては、当該世帯の納付義務者に対して課する保険料〔「一般被保険者又は退職被保険者等に係る基礎賦課額」、「一般被保険者又は退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額」及び「介護納付金賦課額」〕の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

イ アに基づき減額する額は、出産被保険者の出産予定月〔出産の予定日(出産後に(2)の届出をした場合等には、出産の日)の属する月〕の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定日の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額(第22条の2の規定による「低所得者の保険料の減額」を行うときは、当該減額後の額を基に算定した被保険者均等割額)とする。

#### (2) 出産被保険者に関する届出(第30条の4関係)

出産被保険者の属する世帯の世帯主は、「出産被保険者の氏名・生年月日」、「出産の予定日」等所定の事項を記載した届書を、「出産の予定日を明らかにすることができる書類」等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該事項を確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

- (3) 一般被保険者に係る基礎賦課総額（第15条の3関係）、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額（第19条の5の2関係）、介護納付金賦課総額（第19条の6関係）

「(1)による保険料の減額」及び「『国民健康保険法』の改正により、当該減額に係る額を、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れることとされたこと」に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定について、規定の整備を行う。

- (4) 賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合（第22条関係）

保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合等又は消滅した場合における「(1)による保険料の減額」の算定について、規定の整備を行う。

- (5) 附則

ア 施行期日

令和6年1月1日

イ 経過措置

出産被保険者の保険料の減額に関する規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市国民健康保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第15条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第22条の2、第23条及び第24条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる合算額の見込額から第2号に掲げる合算額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（次に掲げる額の合算額を除く。）の額</p> <p>⑦ 法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第17条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第15条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第22条の2及び第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる合算額の見込額から第2号に掲げる合算額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（次に掲げる額の合算額を除く。）の額</p> <p>⑦ 法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第17条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第</p>

改正案	現行
<p>226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</p>	<p>226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</p>

改 正 案	現 行
<p>額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第22条の2において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第19条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)第19条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第22条の2、第23条及び第24条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした</p>	<p>額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第22条の2において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第19条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)第19条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第22条の2及び第23条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした</p>

改正案	現行
<p>場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額(介護納付金賦課総額)</p> <p>第19条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条の2及び第24条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額(介護納付金賦課総額)</p> <p>第19条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条の2及び第24条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>

改正案	現行
<p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）</p> <p>第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた若しくは特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第16条、第19条の2、第19条の5の3若しくは第19条の5の6の額（被保険者数が増加し若しくは減少した場合（特定同一世帯所屬者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。））<u>に</u>おける当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第19条の7第1項の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替へて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第23条第1項（同条第3項の規定により読み替へて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の額（繰入金を除く。）の額</p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）</p> <p>第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第16条、第19条の2、第19条の5の3若しくは第19条の5の6の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所屬者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第19条の7第1項の額又は次条第1項各号</p> <p>に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替へて準用する同条第1項各号に定める額</p>

改正案	現行
<p>第19条若しくは第19条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第24条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかにかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第16条第1項、第19条の2第1項、第19条の5の3第1項若しくは第19条の5の6の額又は第19条の7第1項の額又は次条第1項各号に定める額、第23条第1項に定める第19条若しくは第19条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号に定める額、第24条第1項各号に定める額若しくは</p>	<p>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかにかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第16条第1項、第19条の2第1項、第19条の5の3第1項若しくは第19条の5の6の額又は第19条の7第1項の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額</p>

改正案	現行
<p>しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であり、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、</p>	<p>の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であり、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、</p>

改正案	現行
<p>同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定</p>	<p>同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定</p>

改正案	現行
<p>する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者）については当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者）は、当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ（略）  (2)・(3)（略）  2～4（略）  （出産被保険者の保険料の減額）</p>	<p>する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者）については当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者）は、当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ（略）  (2)・(3)（略）  2～4（略）</p>

改正案	現行
<p>第24条 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条又は第19条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第30条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 第19条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第19条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額につい</p>	<p>第24条 削除</p>

改 正 案	現 行
<p>て準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第19条の2」とあるのは「第19条の5の3又は第19条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第2項中「第19条」とあるのは「第19条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、<u>介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条又は第19条の2」とあるのは「第19条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第19条」とあるのは「第19条の9」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 <u>当該年度において、第22条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者があ</u> <u>る場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第16条又は第19条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。</u></p> <p>(1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額</u></p>	

## 改正案

## 現行

に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条の2第1項各号に規定する場合に於いてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第19条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第19条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第19条の2」とあるのは「第19条の5の3又は第19条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第6項中「第19条」とあるのは「第19条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条又は第19条の2」

改 正 案	現 行
<p>とあるのは「第19条の7」と、「650,000円」とあるのは「第19条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>(<u>出産被保険者に関する届出</u>)</p> <p><u>第30条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>2. <u>前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、 出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3. <u>第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4. <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、 <u>出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、 第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第24条の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	

# 寝屋川市立学校園の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正

## 1 改正理由

幼保連携型認定こども園を設置するに当たり、『公立学校の学校医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する法律』に基づき、幼保連携型認定こども園の園医等〔園医、園歯科医及び園薬剤師〕の公務災害補償について定めることとするため、一部改正を行う。

### 【備考】

『公立学校の学校医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する法律』では、「地方公共団体は、その設置する学校及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医等〔学校医、学校園歯科医及び学校園薬剤師〕の公務上の災害に対し、同法の定めるところにより、補償を行わなければならない」とこととされている。

また、本条例では、当該公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等については、『公立学校の学校医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令』の規定の例により、同令に特別の規定がない場合については、『寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例』の規定の例による」とこととされている。

## 2 改正内容

### (1) 趣旨（第1条関係）

学校の学校医等の公務災害補償に加え、幼保連携型認定こども園の園医等の公務災害補償についても定めることとする。

### (2) 実施機関（第2条関係）

幼保連携型認定こども園の園医等に係る補償の実施機関は、市長とする。

### (3) 委任（第4条関係）

幼保連携型認定こども園の園医等に係る補償に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

### (4) 附則

施行期日 令和6年4月1日

### 〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市立学校園の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づき、<u>寝屋川市立の幼稚園、小学校、中学校及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師</u>（以下「学校園医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実施機関)</p> <p>第2条 補償は、教育委員会（幼保連携型認定こども園の学校園医等に係る補償にあつては、市長）が実施する。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>（<u>幼保連携型認定こども園の学校園医等に係る補償にあっては、規則</u>）で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づき、<u>寝屋川市立学校園</u>の非常勤の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師（以下「学校園医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実施機関)</p> <p>第2条 補償は、教育委員会 _____ が実施する。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例の施行について必要な事項は、<u>寝屋川市教育委員会規則</u> _____ で定める。</p>

(議案第 111 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事に伴う旧校舍棟  
解体等工事

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費 税の額を含む。)
(1)	株式会社沖田工務店		辞退	
(2)	株式会社中井工務店	767,770,000	落札	844,547,000
(3)	株式会社前田組		辞退	
(4)	丸信住宅株式会社	776,400,000		

※ 本案件については、低入札価格調査制度を適用した。

[ 予定価格等 ]

予 定 価 格

854,147,800円 (内消費税及び地方消費税の額77,649,800円)

低入札価格調査基準価格

743,108,300円 (内消費税及び地方消費税の額67,555,300円)

経 過

令和5年6月30日	制限付一般競争入札の公告
令和5年7月3日 ↳ 令和5年7月6日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和5年8月25日 ↳ 令和5年8月28日	入 札
令和5年8月29日	開 札
令和5年9月5日	仮契約の締結

[ 根拠法令 ]

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

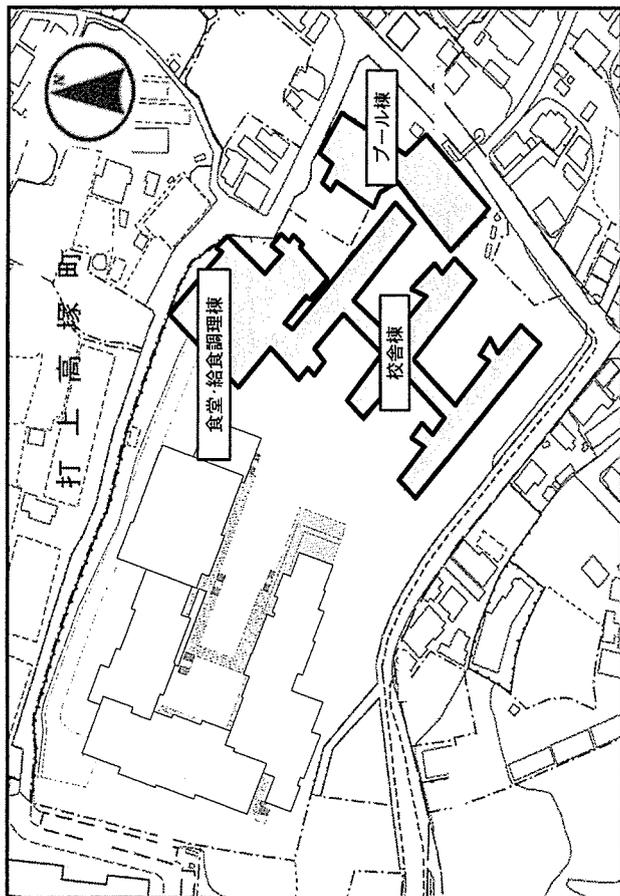
「寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事に伴う旧校舎棟解体等工事」工程表

年月日 工事項目	令和6年												令和7年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
解体工事	仮設工事													
	外部足場													
	解体・撤去工事（校舎棟、食堂・給食調理棟、プール棟）													
	杭引き抜き													
建築工事														
電気設備工事	電気設備撤去（校舎棟、食堂・給食調理棟、プール棟）													
	電気設備工事（体育倉庫、守衛室）													
機械設備工事	機械設備撤去（校舎棟、食堂・給食調理棟、プール棟）													
	機械設備工事（体育倉庫、守衛室）													

外構・土木工事（門扉、フェンス、植栽、インターロッキング・舗装、整地、排水施設）

# 寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事に伴う旧校舎棟解体等工事

【解体前】



**解体工事**

- ・解体・撤去工事（校舎棟、食堂・給食調理棟、プール棟）
- ・杭引き抜き

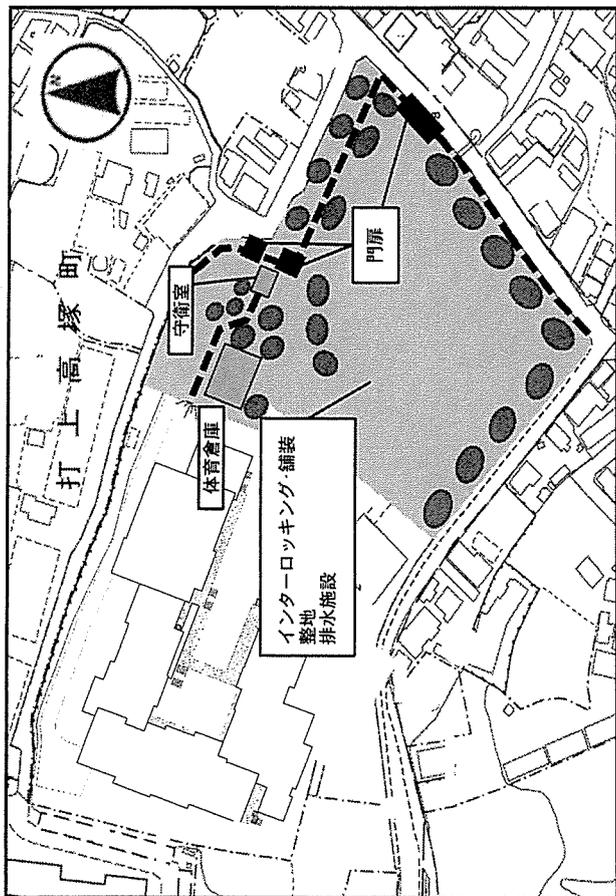
**電気設備工事**

- ・電気設備撤去（校舎棟、食堂・給食調理棟、プール棟）

**機械設備工事**

- ・機械設備撤去（校舎棟、食堂・給食調理棟、プール棟）

【解体後】



**建築工事**

- ・建築工事（体育倉庫、守衛室）
- ・外構・土木工事  
（門扉、フェンス、植栽、インターロッキング・舗装、整地、排水施設）

**電気設備工事**

- ・電気設備工事（体育倉庫、守衛室）

**機械設備工事**

- ・機械設備工事（体育倉庫、守衛室）



(議案第 112 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 (仮称) 駅前庁舎改修工事 (建築主体工事)

入札参加者等

(単位:円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	株式会社沖田工務店	232,502,000	落札	255,752,200
(2)	北口建設工業株式会社		辞退	
(3)	株式会社K Gコンストラクション	232,502,000		
(4)	昌栄建設株式会社	232,502,000		
(5)	株式会社中井工務店	232,502,000		
(6)	丸信住宅株式会社	232,502,000		

[ 予定価格等 ]

予定価格

294,675,700円 (内消費税及び地方消費税の額26,788,700円)

最低制限価格

255,752,200円 (内消費税及び地方消費税の額23,250,200円)

## 経 過

令和5年9月29日	制限付一般競争入札の公告
令和5年10月2日 ） 令和5年10月5日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和5年11月10日 ） 令和5年11月13日	入 札
令和5年11月14日	開 札
令和5年11月17日	仮契約の締結

## 〔根拠法令〕

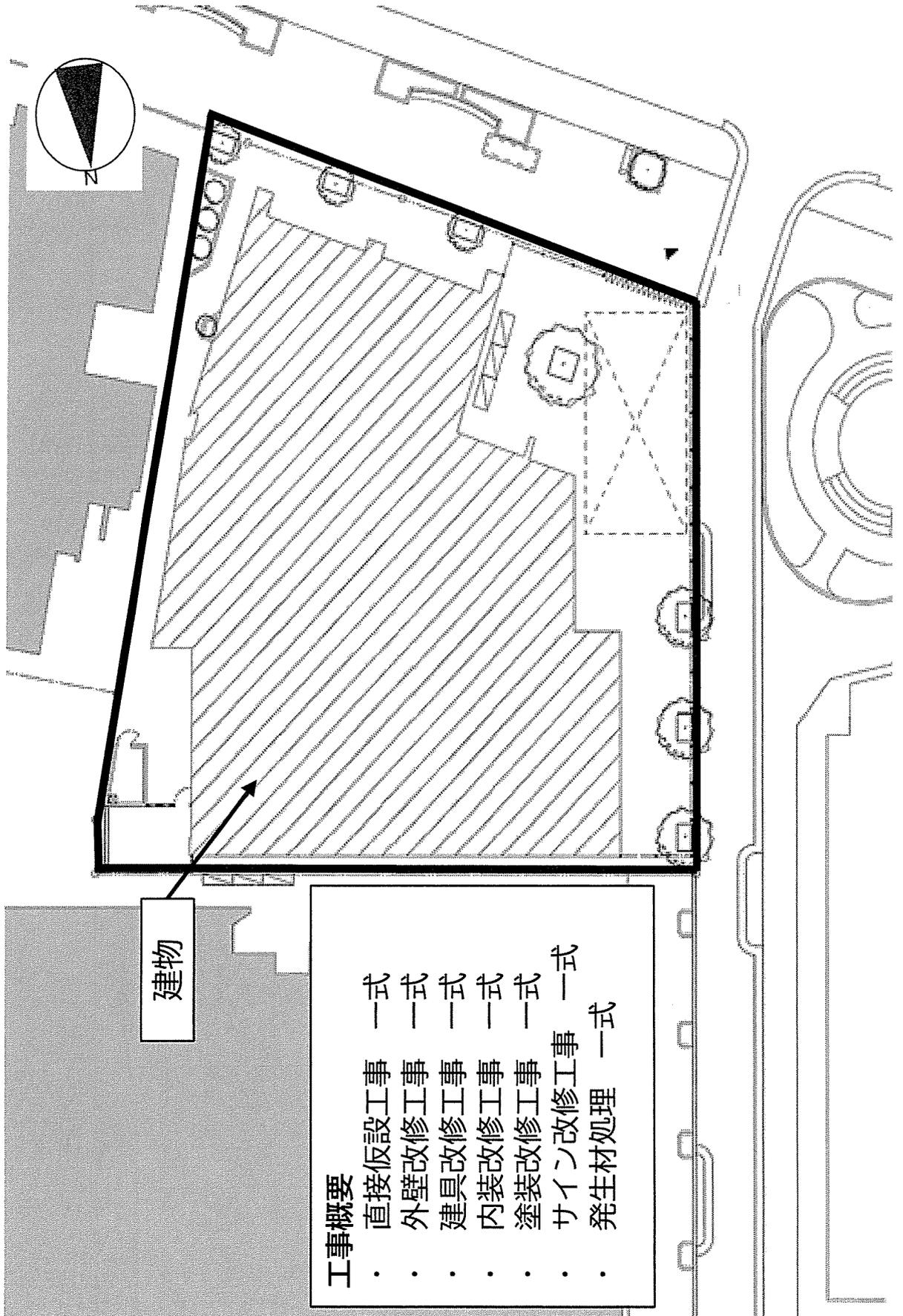
地方自治法第96条第1項第5号

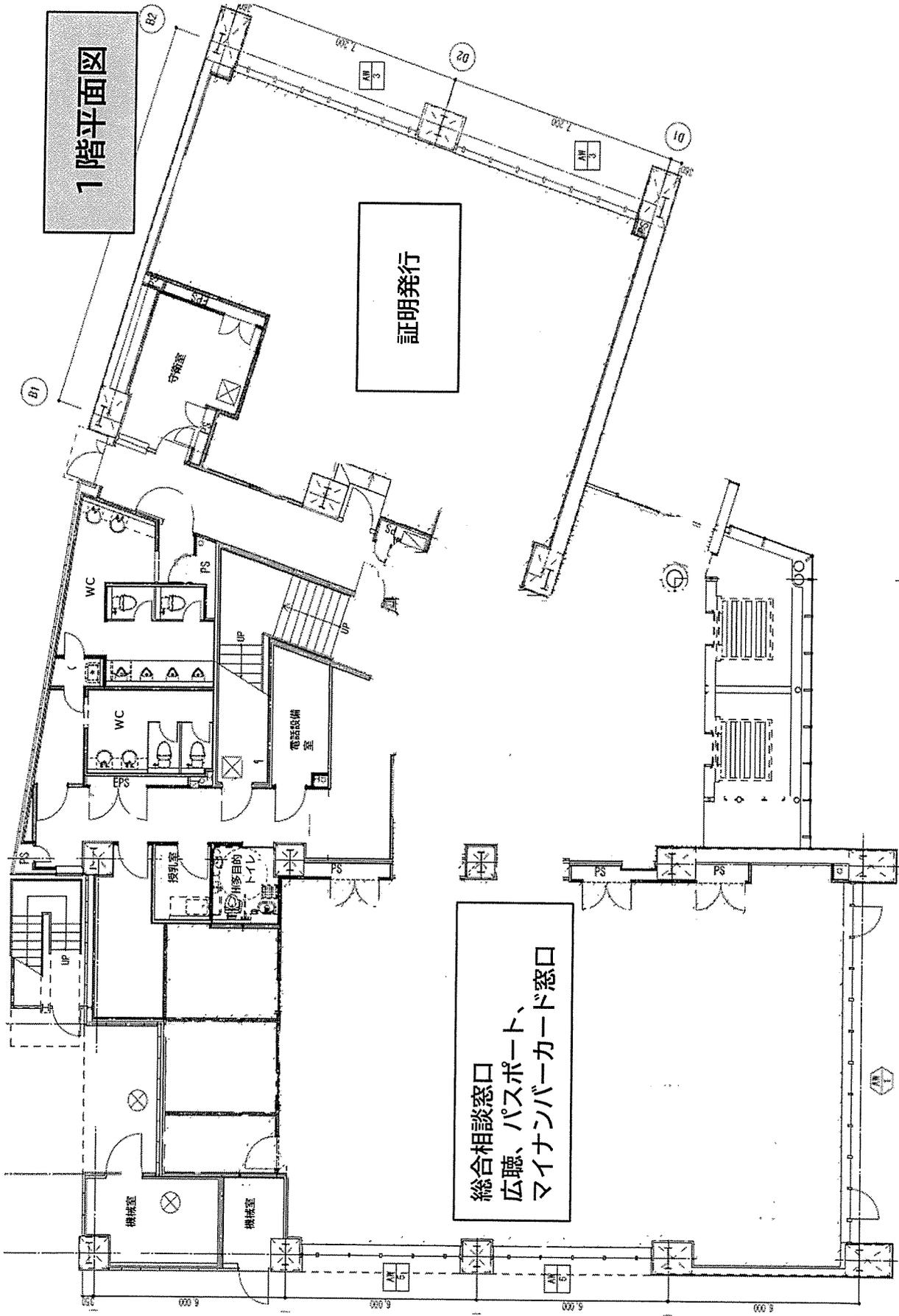
寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

(仮称) 駅前庁舎改修工事 (建築主体工事) 工程表

	令和6年1月			令和6年2月			令和6年3月			令和6年4月			令和6年5月			令和6年6月			令和6年7月			令和6年8月			令和6年9月			令和6年10月					
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30			
直接仮設工事			●	●																													
			●	●																													
外壁改修工事																																	
建具改修工事																																	
内装改修工事																																	
塗装改修工事																																	
サイン改修工事																																	
発生材処理																																	

【(仮称) 駅前庁舎改修工事 (建築主体工事) 】【平面図】





1階平面図

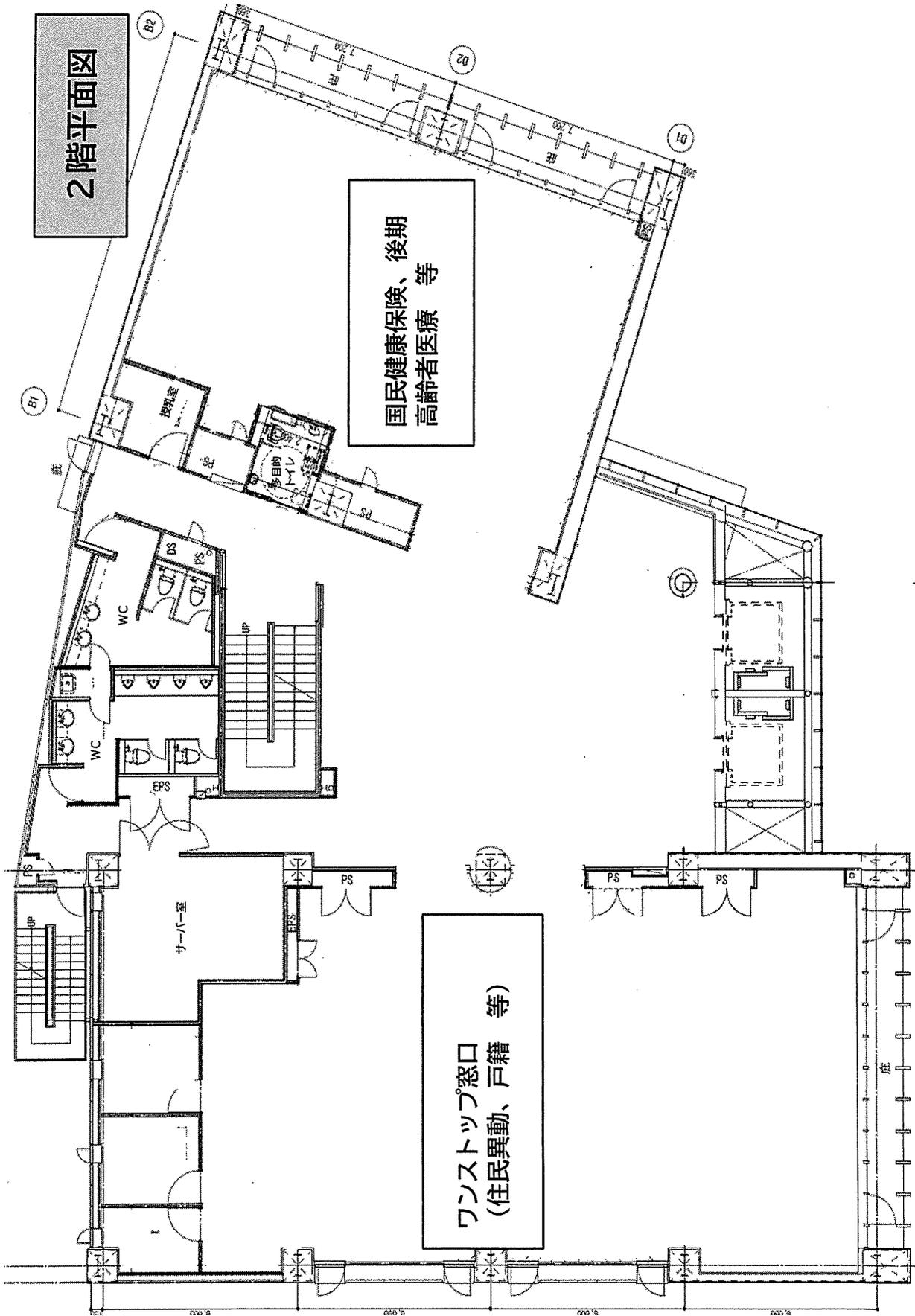
証明発行

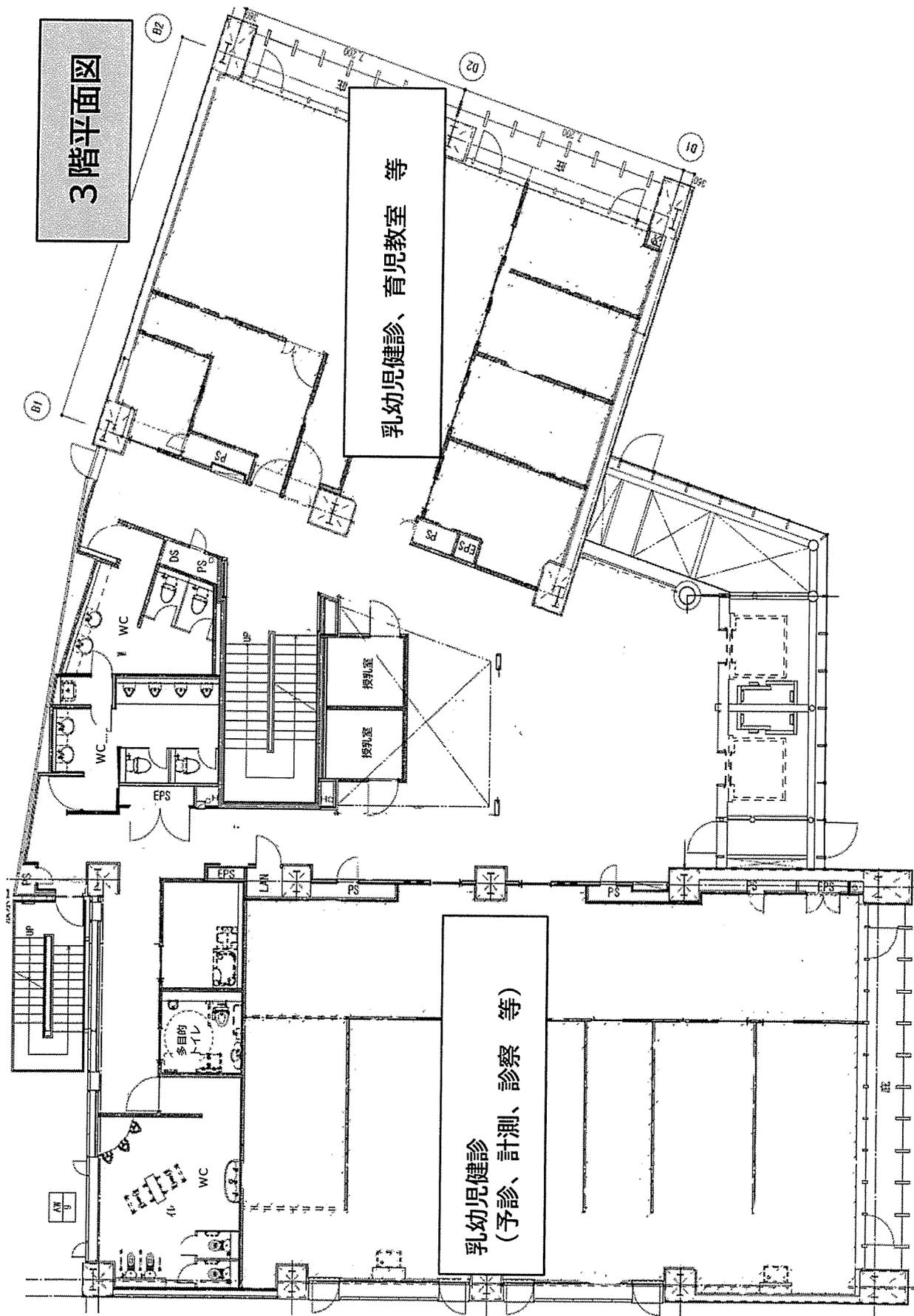
総合相談窓口  
 広聴、パスポート、  
 マイナンバーカード窓口

## 2階平面図

国民健康保険、後期  
高齢者医療 等

ワンストップ窓口  
(住民異動、戸籍 等)



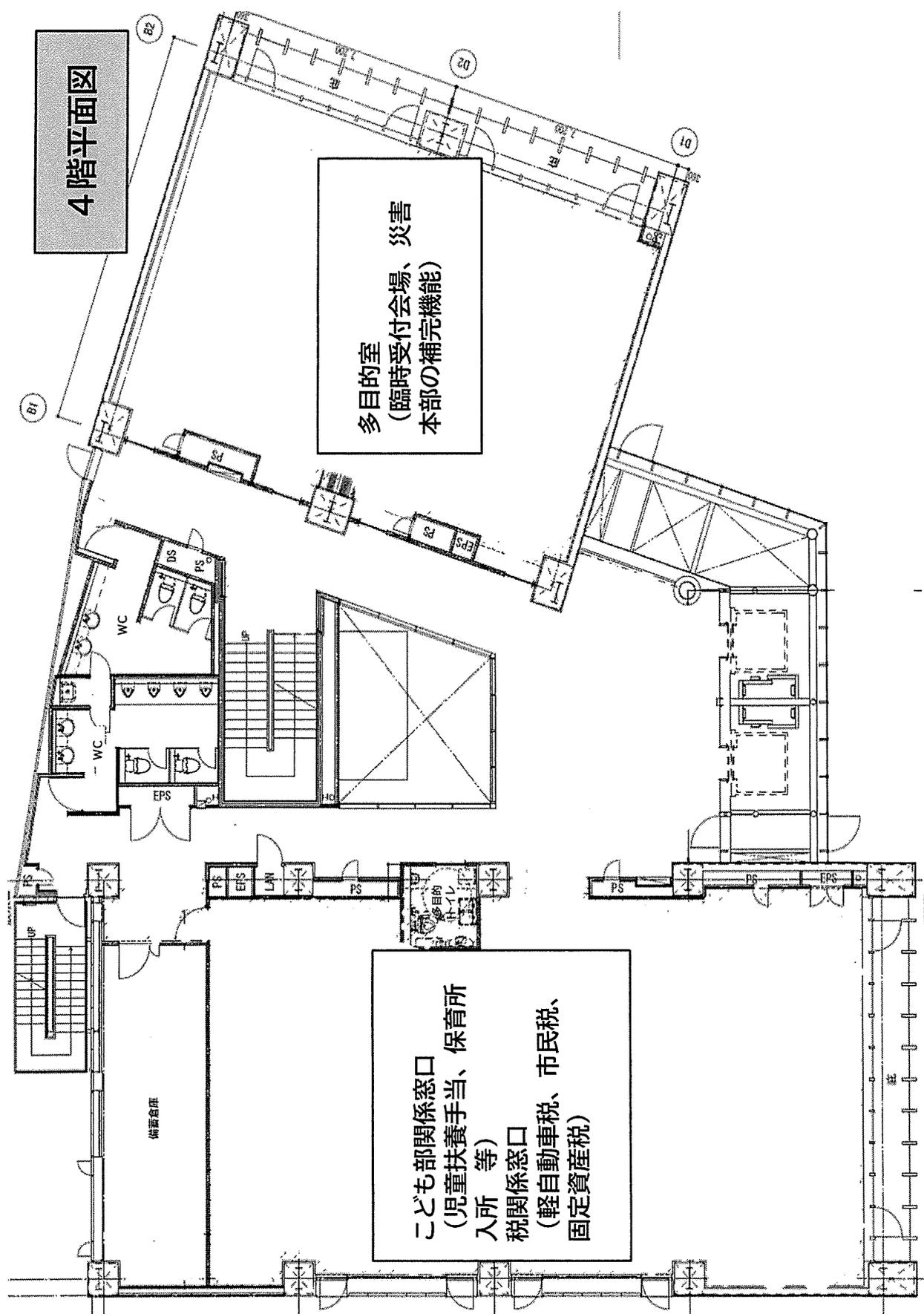


3階平面図

乳幼児健診、育見教室 等

乳幼児健診  
(予診、計測、診察 等)

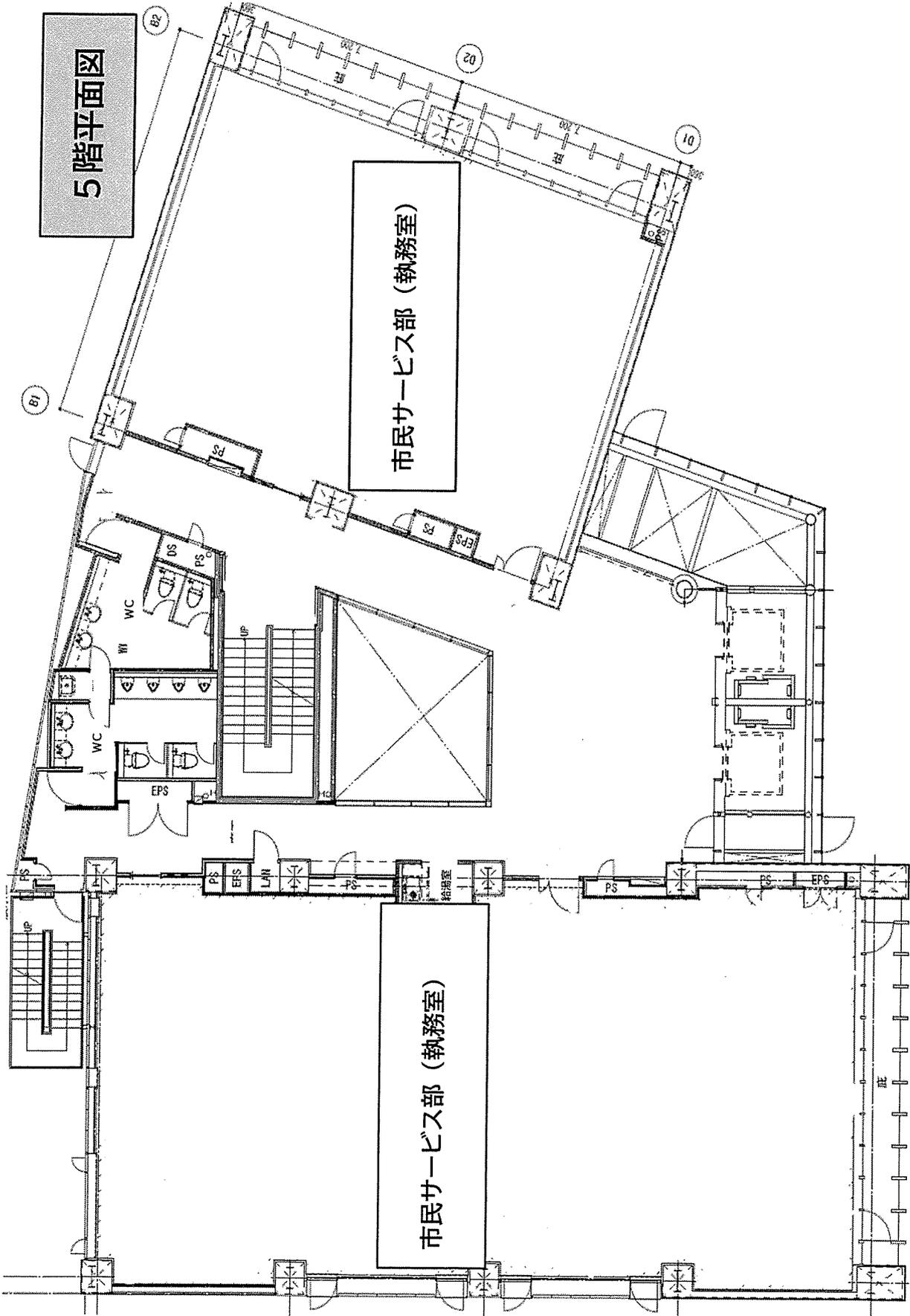
# 4階平面図



多目的室  
(臨時受付会場、災害  
本部の補完機能)

子ども関係窓口  
(児童扶養手当、保育所  
入所等)  
税関係窓口  
(軽自動車税、市民税、  
固定資産税)

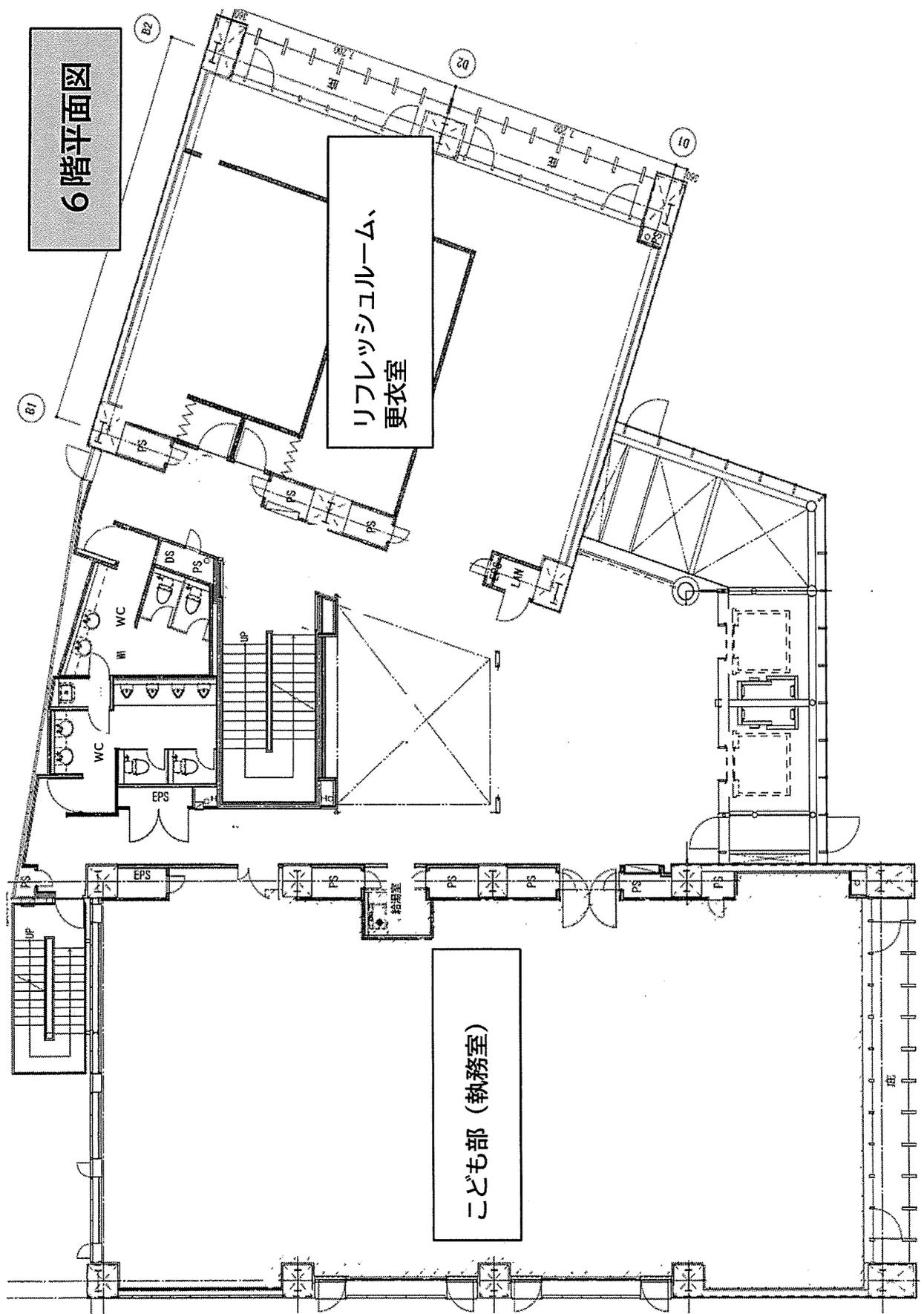
備置倉庫



5階平面図

市民サービス部 (執務室)

市民サービス部 (執務室)

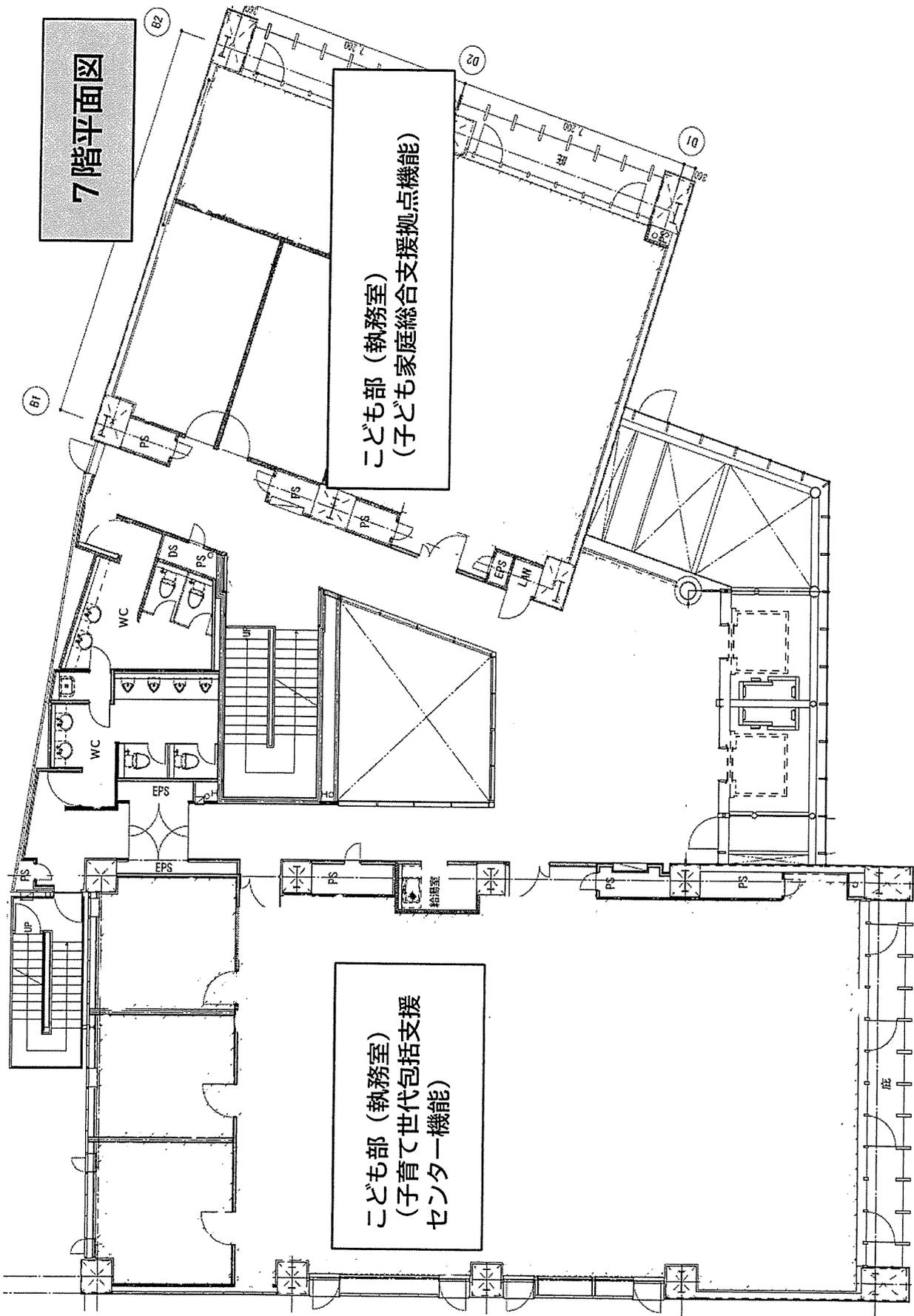


6階平面図

リフレッシュルーム、  
更衣室

こども部 (執務室)

7階平面図



## 財 産 の 取 得

取得する財産 庁内ネットワークパソコン

【庁内ネットワークパソコン 仕様】

(1) ノート型パソコン

本 体 仕 様	
型式	ASUS JAPAN 株式会社製 ASUS ExpertBook B1 B1502CBA 268 台
CPU	Core™ i5-1235U プロセッサー
メモリ	8 GB
ディスプレイ	15.6 型 (1,920×1,080 ドット)
記憶領域	SSD 256GB
光学ドライブ	なし
キーボード	JIS 標準配列準拠
無線 LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠
インターフェース	USB Type-C×2 個、USB Type-A×2 個、 有線 LAN×1 個、HDMI×1 個
Web カメラ	HD 解像度 (720P) 対応カメラ /有効画素数 92 万画素
OS	Windows 11 Pro (64bit) 日本語版
アプリケーション	Microsoft Office LTSC Standard 2021
リカバリーメディア	2 枚
保守	1 年間のメーカー保証
附 属 品 仕 様	
マウス	有線 USB 接続マウス (5 ボタンタイプ) 268 個

## (2) タブレット型パソコン

本 体 仕 様	
型式	ASUS JAPAN 株式会社製 ASUS ExpertBook B5 Flip B5302FBA 37 台
CPU	Core™ i7-1255U プロセッサ
メモリ	16GB
ディスプレイ	13.3 型 (1,920×1,080 ドット)
記憶領域	SSD 512GB
キーボード	JIS 標準配列準拠
無線 LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠
インターフェース	USB Type-C×2 個、USB Type-A×1 個、 有線 LAN×1 個、HDMI×1 個
Web カメラ	フル HD 解像度 (1080P) 対応カメラ /有効画素数 207 万画素
OS	Windows 11 Pro (64bit) 日本語版
アプリケーション	Microsoft Office LTSC Standard 2021
リカバリーメディア	2 枚
保守	1 年間のメーカー保証
附 属 品 仕 様	
マウス	有線 USB 接続マウス (5 ボタンタイプ) 37 個
純正タッチペン	37 本

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	NECフィールドディング株式会社 北大阪支店	37,363,000	落札	41,099,300
(2)	株式会社大塚商会 LA関西営業部	41,991,500		
(3)	Sk y株式会社	42,286,000		
(4)	トーテックアメニティ株式会社 大 阪事業所	44,609,300		
(5)	日本電通株式会社	45,492,000		
(6)	株式会社日本ビジネス開発 西日本 ソリューション販売本部	55,291,250		

経過

令和5年7月28日	制限付一般競争入札の公告
令和5年8月30日 ) 令和5年9月12日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和5年9月15日 ) 令和5年9月28日	入札
令和5年9月29日	開札
令和5年10月10日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

(議案第 114 号関係)

## 財 産 の 取 得

取得する財産 寝屋川市学校給食センターの学校給食調理用備品

【内訳】

	品 名	数 量
(1)	冷蔵庫	5 台
(2)	検食用冷凍庫	2 台
(3)	パススルー冷蔵庫	3 台
(4)	真空冷却機	1 台
(5)	パススルー真空冷却機	2 台
(6)	スチームコンベクションオーブン	6 台
(7)	I Hジャー炊飯器	2 台
(8)	電動缶切機	1 台
(9)	さいの目切機	1 台
(10)	移動式さいの目シンク	1 台
(11)	マイコンスライサー	2 台
(12)	移動式スライサーシンク	2 台
(13)	Nミキサー	2 台
(14)	デジタル台秤	2 台
(15)	秤台	2 台
(16)	デジタル式上皿自動はかり	1 台

	品 名	数 量
(17)	食器・混載コンテナ	18 台
(18)	食缶コンテナ	16 台
(19)	移動式水切付二槽シンク	1 台
(20)	作業台	8 台
(21)	移動式引出付作業台	2 台
(22)	移動台	34 台
(23)	移動式ラック	10 台
(24)	移動式シェルフ	26 台
(25)	スタッキングカート	15 台
(26)	カート	24 台
(27)	二段式カート	8 台
(28)	配缶盛付台	28 台
(29)	炊飯釜ラック	8 台
(30)	給湯器置台	1 台
(31)	衣類殺菌保管機	9 台
(32)	シューズ殺菌保管機	5 台
(33)	衣類シューズ殺菌保管機	1 台

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	株式会社アイホー 大阪支店	134,488,400		
(2)	王子テック株式会社 大阪支店	156,444,970		
(3)	株式会社中西製作所 大阪支店	115,000,000	落札	126,500,000

経過

令和5年7月28日	制限付一般競争入札の公告
令和5年8月30日 ) 令和5年9月12日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和5年9月15日 ) 令和5年9月28日	入札
令和5年9月29日	開札
令和5年10月13日	仮契約の締結

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

(議案第 115 号関係)

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市公園墓地)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市公園墓地

(2) 団体の名称 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター

〔所在地 大阪府寝屋川市讃良東町6番1号〕  
〔理事長 谷 口 昌 隆〕

2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで  
(5年間)

3 選定手続

『寝屋川市公園墓地条例』第6条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、  
「公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

(議案第 116 号関係)

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立療育・自立センター (療育施設))

### 1 施設及び団体 (指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立療育・自立センター (療育施設)

あかつき園

ひばり園

第2ひばり園

あかつき・ひばり歯科診療所

あかつき・ひばり療育相談室

(2) 団体の名称 社会福祉法人療育・自立センター

〔 所在地 大阪府寝屋川市大谷町7番1号  
理事長 白井 舒久 〕

2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで  
(5年間)

### 3 選定手続

『寝屋川市立療育・自立センター条例』第10条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、障害児者の家族及び寝屋川市の区域内で障害児者の福祉のための活動を行っている関係団体等で組織された社会福祉法人である「社会福祉法人療育・自立センター」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

(議案第 117 号関係)

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(都市公園)

### 1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

#### (1) 施設の名称 都市公園(11箇所)

南寝屋川公園

小路明和公園

みどりの丘さくら公園

まつのき公園

友呂岐緑地

田井西公園

成田公園

初本町公園

池田1号公園

黒原旭町公園

打上川治水緑地

#### (2) 団体の名称 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター

〔所在地 大阪府寝屋川市讃良東町6番1号〕  
〔理事長 谷 口 昌 隆〕

### 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで (5年間)

### 3 選定手続

『寝屋川市都市公園条例』第18条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、「公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

(議案第 118 号関係)

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立エスポール)

### 1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

- (1) 施設の名称 寝屋川市立エスポール  
(2) 団体の名称 特定非営利活動法人エスポール

〔 所在地 大阪府寝屋川市田井西町 19 番 17 号 101  
理事長 下 川 隆 夫 〕

- 2 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで  
(5 年間)

### 3 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第 5 条の規定に基づき、寝屋川市立エスポール指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「特定非営利活動法人エスポール」を選定した。

[根拠法令]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

## 【指定管理者の候補者の選定】

### 1 応募状況

#### (1) 説明会への参加数（説明会 令和5年8月28日実施）

法人等の種類	計
特定非営利活動法人	
1	1

#### (2) 申請書の提出数（受付期間 令和5年9月4日～9月13日）

法人等の種類	計
特定非営利活動法人	
1	1

### 2 指定管理者選定委員会

#### (1) 構成（計5人）

ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者	1人
イ 経営に関する知識を有する者	1人
ウ 学識経験を有する者	1人
エ 寝屋川市社会教育委員	1人
オ 寝屋川市教育委員会事務局社会教育部長	1人

#### (2) 開催経過

##### ア 第1回（令和5年9月29日）

委員長の選出、副委員長の指名、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項目の決定、第1次審査の実施

##### イ 第2回（令和5年11月6日）

第1次審査の結果確認、第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

#### (3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立エスポアール（以下「エスポアール」という。）の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、

第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態であること。
- b 運営方針及び運営計画が優れていること。
- c 集客促進策が優れていること。
- d 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。
- e 自主事業について、過年度程度の計画がなされ、実現可能であるとともに、計画が優れていること。
- f 施設の経費縮減が図られていること。
- g 人員配置計画が適正であること。
- h 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。
- i 個人情報保護、情報公開の取組が適正であること。
- j 危機管理対策が適正であること。
- k 総合的に見て提案内容が優れていること。

【活動拠点】

- l 団体の活動拠点の所在地

【管理運営の実績】

- m 当該施設に係る管理運営の実績

(イ) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a～jの各項目については10点満点、項目kについては20点満点・合計120点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点とした。項目lは活動拠点が市内に在る場合には5点を配点することとし、項目mは選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を84点とし、a～jの各項目については合格最低点を4点とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目 a～k の審査を行い、項目 l については、申請者の活動拠点が市内に在ることを確認した。

審査項目 m については、教育委員会事務局から、『平成 31 年度から令和 4 年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率がいずれも 100 パーセントであること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙 2 に係る評価項目の 10 項目のうち 9 項目の評価が「○」であることから、総合評価を S とする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項目	配点	特定非営利活動法人 エスポアール
審査項目	a	10	9.2
	b	10	7.6
	c	10	7.2
	d	10	7.4
	e	10	7.8
	f	10	7.4
	g	10	8.8
	h	10	7.8
	i	10	9.2
	j	10	8.4
	k	20	16.4
小計		120	97.2
活動拠点	l	5	5
管理運営の実績	m	10	10
合計			112.2

合計得点及び a～j の各項目の得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第 1 次審査の得点は、第 2 次審査に持ち越さないこととした。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b 社会教育に関する方針について
- c エスポアールの管理運営について
- d 収支について
- e 人的課題について
- f 総合評価について

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション、及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(ア)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点はa～eの各項目を15点満点・項目fを25点満点で合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を70点とした。

(ウ) 審査結果

	項目	配点	特定非営利活動法人エスポアール
審査項目	a	15	11.6
	b	15	12.0
	c	15	11.4
	d	15	8.8
	e	15	10.2
	f	25	19.2
合計		100	73.2

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、特定非営利活動法人エスポアールを指定管理者の候補者として選定した。

